

## ～～行政視察のお申し込みについて～～

松川町議会への行政視察をご検討いただき、ありがとうございます。

本町議会では、令和8年4月1日から、行政視察の受入れに当たり、次の費用をいただいておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

●1団体 30,000円

●視察者 1人につき1,000円

※1団体30,000円に加え、参加人数に応じた費用をいただきます。

参考：松川町議会が受け入れる行政視察に伴う手続及び費用徴収に関する要綱

### ◆お申し込み方法◆

#### 1. お申込み

次の「行政視察申込書」を、当町議会事務局へお送りください。

○行政視察申込書（Word）

#### 2. 詳細調整

お申込み内容を確認後、ご記入いただいた電子メール又は連絡先に、当議会からご連絡いたします。

※申込み後3日を過ぎても連絡がない場合は、お手数ですが当議会事務局までお問い合わせください。

#### 3. 受入れの連絡

受入れの可否等について、電話等によりご連絡いたします。

#### 4. 必要書類の提出

受入れが可能な場合は、視察日の1か月前までに次の書類をお送りください。

- ・議長宛依頼文
- ・調査事項
- ・視察者名簿
- ・視察行程表 等

＝掲載内容に関するお問い合わせはこちら＝

松川町議会事務局

住所：399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地

TEL：0265-36-7020 FAX：0265-36-5091